

愛知県水防計画の変更（案）要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、水防団等の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 平成26年度愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 水防計画に河川管理者による協力を位置付け（水防法改正に伴う措置）

地域の水防力の強化のため、河川管理者による水防活動への協力事項（河川に関する情報提供等）について記載した。

(2) 洪水予報に係る基準水位の変更による改正

庄内川の河川改修の進捗に伴い、洪水予報に係る基準水位（はん濫危険水位等）が変更されたため、その旨の改正をした。

(3) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正した。

平成26年度重要水防箇所集計表

	平成26年度		平成25年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河 川	国	667	314	649	303	73	33	91	44	18	11
	県	404	138	383	139	9	5	30	4	21	▲1
	市町村	127	82	127	82	0	0	0	0	0	0
	小計	1,198	534	1,159	524	82	38	121	48	39	10
海岸	25	23	25	23	0	0	0	0	0	0	
ため池	177	12	166	11	10	1	21	2	11	1	
合計	1,400	569	1,350	558	92	39	142	50	50	11	

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（法7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（法7条4項）。